

第 4 回

熊本県議会

教育警察常任委員会会議記録

平成27年9月30日

開 会 中

場 所 第 1 委 員 会 室

第 4 回 熊本県議会 教育警察常任委員会会議記録

平成27年9月30日(水曜日)

午前9時59分開議

午後0時24分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成27年度熊本県一般会計補
正予算（第3号）

議案第28号 専決処分の報告及び承認につ
いて

議案第29号 権利の放棄について

議案第50号 平成27年度熊本県一般会計補
正予算（第4号）

報告第3号 専決処分の報告について

報告第4号 専決処分の報告について

報告第35号 公益財団法人熊本県武道振興
会の経営状況を説明する書類の提出に
ついて

報告第36号 公益財団法人熊本県暴力追放
運動推進センターの経営状況を説明す
る書類の提出について

報告第39号 熊本県教育委員会の点検及び
評価報告書の提出について

閉会中の継続審査事件（所管事務調査）に
ついて

出席委員(8人)

委員長 内野 幸喜
副委員長 早田 順一
委員 小杉 直
委員 荒木 章博
委員 溝口 幸治
委員 前田 憲秀
委員 末松 直洋
委員 高島 和男

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

教育委員会

教育長 田崎 龍一
教育理事 金子 徳政
総括審議員兼教育指導局長 上川 幸俊
教育総務局長 吉田 勝也
教育政策課長 田村 真一
学校人事課長 國武 慎一郎
社会教育課長 河村 雅之
文化課長 手島 伸介
施設課長 西川 哲治
高校教育課長 越猪 浩樹
政策監兼高校整備推進室長 手島 和生
義務教育課長 浦川 健一郎
特別支援教育課長 栗原 和弘
人権同和教育課長 古澤 広義
体育保健課長 平田 浩一

警察本部

本部長 後藤 和宏
警務部長 黒川 浩一
生活安全部長 佐藤 正泉
刑事部長 池部 正剛
交通部長 高山 広行
警備部長 中島 恵一
首席監察官 甲斐 利美
参事官兼警務課長 林 修一
参事官兼会計課長 松岡 範俊
理事官兼総務課長 熊川 誠吾
参事官兼生活安全企画課長 春野 慎治
参事官兼交通企画課長 岩本 信行
参事官兼警備第一課長 石原 裕洋
理事官兼交通規制課長 木庭 俊昭
組織犯罪対策課長 中島 誠一

事務局職員出席者

議事課主幹 甲 斐 博
政務調査課主幹 池 田 清 隆

午前9時59分開会

○内野幸喜委員長 それでは、定刻より少し早いです。ただいまから第4回教育警察常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会に1名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることとしました。

次に、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案等について警察本部、教育委員会の順に説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、執行部が説明を行われる際は、効率よく進めるため、最初に一度立っていただいた後、説明は着座のまま簡潔にお願いします。

それでは、警察本部長から総括説明を行い、続いて担当部課長から順次説明をお願いします。

初めに、後藤警察本部長。

○後藤警察本部長 改めまして、先月の7日付で警察本部長として着任いたしました後藤でございます。

県民の皆様が、安全、安心な熊本を実感していただきますように力を尽くしてまいり所存でございますので、どうぞよろしく願い申し上げます。

それでは、座って説明をさせていただきます。

それでは、今回県警察から提出をしております5件の議題等につきまして、概要を説明させていただきます。

まず、議案の第1号でございますけれども、平成27年度熊本県一般会計補正予算についてでございます。

これは仮称でございますけれども、熊本合

志警察署の整備事業といたしまして999万9,000円の増額補正をお願いをするものでございます。

次に、議案第29号でございますけれども、これは不法行為による損害賠償金債権の放棄につきまして報告をさせていただき、承認を求めるとでございます。

次に、報告案件でございます。

報告第4号でございますけれども、専決をさせていただきました11件の交通事故の和解に関する報告でございます。

続きまして、報告第36号でございますけれども、公益財団法人熊本県暴力追放運動推進センターの平成26年度決算と平成27年度事業計画に関する書類を提出するものでございます。

また、台風関連の補正予算といたしまして追加提案されました、追号の議案第50号になりますが、被災した警察施設や交通安全施設の復旧費用といたしまして、総額6,425万4,000円を計上しております。

このほか、その他報告といたしまして、「熊本県まち・ひと・しごと創生総合戦略」に係る警察の施策について御説明させていただきます。

詳細につきましては、担当者から説明させていただきますので、御審議のほどよろしく願いをいたします。

○松岡会計課長 会計課長の松岡です。座って御報告させていただきます。

予算関係議案につきまして、お手元の警察本部説明資料に基づいて説明いたします。

今回の補正予算は、第1号議案の平成27年度熊本県一般会計補正予算(第3号)と、追号議案、50号議案の台風15号災害の復旧費用に係る補正予算をお願いしております。

説明は、表紙に「予算関係追号」と記載しております資料のほうで、2つの議案をあわせて説明させていただきます。

資料の1ページをごらんください。

網かけした部分が第1号関係でございます。

なお、裏面2ページに第1号議案分の説明資料を添付しております。参考とさせていただきます。

それでは、1ページにお戻りください。

網かけの第1号議案ですが、警察施設費の説明欄上段の熊本合志警察署(仮称)整備事業で、999万9,000円の増額をお願いしております。これは、現在整備を進めております熊本合志警察署(仮称)の用地の追加購入に係る経費でありまして、現在購入が済んでおります土地のままでは国道側の出入口が狭く視認性も悪いことから、来訪者等の安全の導線を確保するため、出入口の隣接地140平方メートル、約42坪の追加購入を行うものでございます。

次に、災害復旧に係る追号議案では、警察施設維持管理費で92万4,000円の増額をお願いしております。これは、運転免許センターや警察学校等の樹木が強風で倒れたため、その処分を行うものでございます。

次に、警察活動費の説明欄をごらんください。

交通規制管理費で、2,208万3,000円の増額をお願いしております。これは、被災した交通信号機や道路標識などの交通安全施設について緊急的に修繕対応を行ったことから、当初予算で計上していた修繕委託費の増額を行うものでございます。

今回の台風では、交通信号機の灯機が強風で向きが変わったり、道路標識の表示板が曲がる、柱が折れるなどの被害が発生し、一部、交通の流れへの影響がございましたが、滅倒した信号機交差点で警察官が交通整理に従事するなどによりまして、人的被害や重大な事故の発生はございませんでした。

以上、警察費の補正後歳出予算総額は、380億840万2,000円となります。

次に、警察施設災害復旧費の説明欄をごらんください。

警察施設災害復旧費で、3,189万4,000円をお願いしております。これは、熊本北警察署の屋上防水シートが剥がれた被害や、交番の掲示板、カーポートの破損など、復旧に要する経費でございます。

次に、交通安全施設災害復旧費の説明欄をごらんください。

交通安全施設災害復旧費で、935万3,000円をお願いしております。これは、強風によりまして標識柱や路側標識が倒壊したほか、交通情報板や車両感知機などの交通管制機器が故障したため、その復旧を行うものでございます。

以上、合計欄のとおり、第1号議案では999万9,000円を、災害復旧分の追号議案では6,425万4,000円をお願いしており、警察費と警察関係災害復旧費の補正後歳出総額は、380億4,964万9,000円となります。

以上、御審議をよろしく申し上げます。

○高山交通部長 交通部長の高山でございます。着座にて説明させていただきます。

うちのほうからは、不法行為、交通事故による交通安全施設損壊に係る損害賠償金債権の放棄について御説明いたします。

お手元の資料をごらんください。

本件は、平成10年3月14日午前7時40分ごろ、阿蘇郡南阿蘇村立野の国道57号上において、阿蘇市方面から大津町方面へ進行中の普通貨物自動車道路外に逸脱する交通事故を起こし、交通情報板及び旅行時間計測端末装置等を損壊させ、その損害賠償金1,323万6,586円が未回収となっているものであります。

この交通事故により発生した損害賠償金は、当初1,785万円でしたが、交渉の末、平成11年3月に債務会社が加入をしていました500万円の対物保険からガードレー

ル損壊の被害を受けた国土交通省との案分により、460万7,525円を回収し、また平成17年8月には、債務会社の銀行預金の差し押さえを実施して、5,889円を回収しましたが、残り1,300万円余りの債権が未回収として残っております。

当該交通事故の発生当初から、警察職員による現地調査、民間リサーチ会社への調査委託を繰り返し実施するとともに、顧問弁護士への相談も重ねてまいりましたが、債務会社は登記上存在しているだけで会社の実態はなく、営業も全く認められない、債務会社には不動産や動産もなく、差し押さえることのできる財産がない、改めて銀行預金の差し押さえを行うとなると、弁護士費用や裁判費用が必要となり、費用対効果が期待できないという状況にありました。そのため、銀行預金の差し押さえから10年が経過し時効期間を迎えるに当たり、本件は熊本県の定める債権放棄基準である法人が事業を休止し、将来再開の見込みが全くなく、かつ差し押さえることができる財産の価値が強制執行の費用を超えないと認められるときに該当すると判断し、損害賠償金債権の放棄を提案することとしたのであります。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○甲斐首席監察官 首席監察官の甲斐です。よろしく願いします。

監察課から、報告第4号議案について御説明いたします。

資料は、4ページから7ページになります。

報告第4号議案専決処分の報告であります。これは、県警察の公用車事故に係る専決処分をさせていただいた11件の損害賠償事案の和解及び損害賠償額の決定に関し、議会へ御報告させていただくものであります。

それぞれの事故の概要は、6ページ以降に

記載させていただいております。

また、11件中、警察側の過失が大きい事故は6件で、全て自動車保険で対応しております。

なお、本年8月末における公用車の交通事故は、警察側が第2当事者となった場合も含む有責事故は34件が発生しておりますが、前年比ではマイナス8件と減少しております。

ただし、その内容を見えますと、安全確認を十分尽くせば防げたと思われる事故が約7割を占めているところであり、今後も引き続き意識啓発、指導教養及び運転訓練など実効ある事故防止対策に取り組んでまいります。

以上です。

○中島組織犯罪対策課長 組織犯罪対策課長の中島でございます。着座いたします。

報告第36号公益財団法人熊本県暴力追放運動推進センターの経営状況を説明する書類の提出についてを、説明させていただきます。

当センターにつきましては県が出資している法人であり、地方自治法に基づきまして関係書類を提出するものでございます。

当センターは、暴力のない明るく住みよい熊本県の実現に寄与することを目的として設立された公益法人であります。暴力団を許さない県民意識の高揚と、不当要求からの被害防止を事業の基本とし、暴力団排除の広報啓発、暴力相談への対応、暴力団離脱者の社会復帰支援等を積極的に推進しております。

平成26年度の決算につきましては、事業収入が3,661万4,432円であり、事業支出は3,647万4,429円ございました。

次に、平成27年度事業計画についてでございます。前年に引き続き、暴力団を許さない県民意識の盛り上げ、暴力団員等による不当な行為からの被害防止を基本に、具体的事業としましては、提出資料の28ページから32ページに記載しております犯罪被害者救済事

業、犯罪被害防止事業等を行ってまいりません。

平成27年度の事業予算につきましては、収入が4,187万7,000円、支出が4,444万3,000円でございます。支出が収入を上回っておりますが、超過分につきましては前期繰越金で対応することとしております。

当センターでは、昨今の厳しい暴力団情勢等を踏まえ、より一層適正かつ効果的な事業の推進を図ることとしております。

今後とも委員の先生方の御理解とお力添えをよろしくお願い申し上げます。

以上で、報告を終わります。

○内野幸喜委員長 続いて、教育委員会から説明をお願いします。田崎教育長。

○田崎教育長 議案の説明に先立ちまして、去る9月8日に飲酒運転及び部活動の男子部員にけがをさせる体罰によりまして、停職及び戒告とする懲戒処分をそれぞれ行ったことにつきまして、委員の皆様並びに県民の皆様に対しまして、深くおわびを申し上げます。

飲酒運転、体罰ともに絶対に許されない行為であることを、これまで強く訴えてまいりました。その防止につきましても繰り返し厳しく指導してきたところですが、その趣旨が教職員に十分に理解されていなかったことは極めて残念であり、大変申しわけなく思っております。

今後、教育行政への信頼回復のため、今一度飲酒運転、体罰とも絶対に許されない行為である旨周知徹底し、市町村教育委員会、学校及び教職員と一丸となって不祥事の根絶に対処してまいります。

それでは、今議会上に提案しております教育委員会関係議案の概要につきまして、着座の上、御説明をさせていただきます。

まず、議案第1号平成27年度熊本県一般会

計補正予算(第3号)でございます。

文化課の一般会計に係る事案について、1,425万7,000円の増額補正をお願いしております。

次に条例等議案ですが、議案第28号は熊本県育英資金貸付金の支払い請求に係る訴えの提起に係るものでございます。

なお、報告第3号は職員による交通事故の和解及び賠償額の決定に係る専決処分の報告でございます。

また、報告第35号で、公益財団法人熊本県武道振興会の経営状況を説明する書類を、報告第39号で熊本県教育委員会の点検及び評価報告書を提出いたしております。

さらに、追加議案といたしまして、去る8月25日に県内に上陸いたしました台風15号により、大津高校体育館を初めとした県立学校施設のほか、県営体育施設等に被害が生じたため、復旧に要する経費として合わせて5億4,582万3,000円の増額補正をお願いしております。

以上が、今議会上に提案申し上げます議案の概要でございます。

詳細につきましては担当課長から説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、本議会上に追加上程されまして、総務常任委員会に諮問されております諮問第2号に係る懲戒処分を非公表とした取り扱いについても、後ほど担当課長から説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○手島文化課長 文化課長の手島でございます。着座にて説明させていただきます。

文化課の事業について補正をお願いするものでございまして、教育委員会説明資料2ページをお願いいたします。

文化費でございますけれども、1,425万7,000円の増額でございます。

右側の説明欄をお願いいたします。

1、文化財調査費でございますが、国の南九州西回り自動車道の建設に伴い、県が受託いたしました埋蔵文化財発掘調査に要する経費として増額するものでございます。

建設が予定されております水俣インターチェンジの国道3号線への取り付け部分に遺跡北園貝塚というものがございますが、今年度に入り用地に立ち入ることが可能となり、予備調査を行った結果、発掘調査を実施する必要が生じたものでございます。この発掘調査を今年度中に終了することで、国道3号線側からの工事施工が平成28年度に可能となり、平成30年度に予定されております水俣インターチェンジの開通にも寄与するものでございます。

なお、調査による経費は、国からの受託費で賄われることとなっております。

以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○越猪高校教育課長 高校教育課長の越猪でございます。着座にて説明させていただきます。

続きまして、説明資料の3ページをお願いいたします。

第28号議案は、熊本県育英資金の返還金に関して行った知事の専決処分に関するものでございます。

これは、2人の債務者に対する訴えの提起に係る専決処分について報告し、承認をお願いするものでございます。

詳細は、4ページに記載の、概要により説明させていただきます。4ページをお願いします。

当課では、育英資金返還金の未収金対策の1つとして、平成22年度から長期滞納者に対する法的措置として、支払い督促の申し立てを行っているところです。支払い督促は、県が裁判所に申し立てて、裁判所から債務者に対し、奨学金の一括返還を命じてもらうもの

であり、最終的には債務者の財産に強制執行することも可能となるものでございます。

2の、専決処分の理由の前段にありますように、県が行った支払い督促に対し、2人の債務者から異議の申し立てがなされました。異議の申し立てがなされた債務者について、後段にありますように、民事訴訟法の規定により支払い督促の申し立てのときにさかのぼって訴えの提起があったものと見なされ、訴訟に移行いたします。

県が訴えの提起を行うには、本来地方自治法の規定により県議会の承認をいただく必要がございますが、このように法の規定により債務者からの異議申し立てと同時に訴訟へ移行する案件については、議会で御審議いただく時間がないことから、今回の事案につきまして知事の専決処分といたしました。

このため、これを本議会に報告し承認をお願いするものでございます。

続きまして、説明資料の5ページをお願いいたします。

報告第3号は、職員による交通事故の和解及び損害賠償額の決定についての専決処分の報告でございます。

詳細は、6ページの記載の概要により説明させていただきます。

これは、平成25年9月20日に、阿蘇市一の宮町中通り地内において、阿蘇中央高校職員の運転する公用車が、学校実習林から学校に帰る途中、東岳川沿いの直線道路を時速約30キロメートルで走行中、左側T字路から出てきた相手方乗用車と衝突し、公用車は左前方を、相手方乗用車は右前方をそれぞれ破損したもので、双方とも乗員にけが等はありませんでした。

なお、相手方との和解内容としましては、過失割合は県4、相手方6で、県の損害賠償額は5万6,400円となり、賠償金については任意保険で対応しております。

以上のとおり専決処分を行いましたので、

議会に報告するものでございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○平田体育保健課長 体育保健課長の平田でございます。着座にて説明させていただきます。

説明資料の7ページをお願いいたします。

報告第35号として、公益財団法人熊本県武道振興会の経営状況を説明する書類の提出について御説明いたします。

法的根拠と県の出資比率につきましては、8ページをごらんください。

公益財団法人熊本県武道振興会の基本財産額に占める県の出資額の割合は、30.3%と4分の1以上、2分の1未満であることから、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、その経営状況を説明する書類を議会に提出するものでございます。

お手元の別冊資料、公益財団法人熊本県武道振興会の経営状況を説明する書類で、平成26年度決算及び平成27年度事業計画につきまして御説明いたします。

資料を2枚めくっていただきまして、1ページから平成26年度事業の実績を記載しております。

まず、1、武道普及奨励に必要な事業としまして、(1)武道指導者講習会、2ページに、(2)熊本県武道祭など、5ページまで記載しております。

また、6ページから、2、青少年育成指導に必要な事業としまして、(1)少年武道教室や、(2)幼少年武道1日体験教室などの事業実績を記載しております。

さらに、8ページから、法人運営に係る事項を記載しております。

次に、11ページから16ページにかけて、平成26年度決算関係資料を記載しております。

11ページの、正味財産増減計算書について御説明いたします。

当年度の欄をごらんください。4行目の基本財産運用益から13行目の雑収入にかけて経常収益について記載しておりますが、これら経常収益計は4,031万6,477円でございます。

また、経常収益計の次の行から、(2)経常費用について記載しております。大きく分けまして事業費、管理費と記載しておりますが、これら経常費用計は、中ほどの下段にありますように3,940万3,192円でした。

さらに、経常収益から経常費用を差し引いた当期経常増減額は、経常費用計、3行下の行にありますように91万3,285円でした。

次に、17ページからは、平成27年度の事業計画を掲載しております。

事業計画につきまして、まず1、武道普及奨励に必要な事業としまして、(1)熊本県地域社会少林寺拳法指導者研修会や、(2)熊本県地域社会合気道指導者研修会など、20ページまで記載しております。

また、21ページから、2、青少年育成指導に必要な事業といたしまして、(1)少年武道教室や、(2)幼少年武道1日体験教室などを掲載しております。

最後に、25ページから26ページにかけて、平成27年度収支予算書を掲載しております。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○田村教育政策課長 教育政策課でございます。着座にて御説明させていただきます。

説明資料の9ページをお願いいたします。

報告第39号熊本県教育委員会の点検及び評価報告書の提出について御説明をいたします。

報告書本体は、別冊にお配りしておりますが、こちらの資料のとおりでございますけれども、本日は概要により説明をさせていただきます。

教育委員会では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づきまして、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に関しまして、点検及び評価を実施いたしました。

お手元の、警察教育常任委員会説明資料の10ページをお願いいたします。

報告書は、2部構成となっております。第2部の教育施策の実施状況につきましては、「第2期くまもと『夢への架け橋』教育プラン」に沿いまして、平成26年度の取り組み状況を整理してございます。

なお、点検評価に当たりましては、「第2期くまもと『夢への架け橋』教育プラン」推進委員会を平成27年7月に開催し、外部有識者からの御意見もいただいております。

では、第1部教育委員会の活動状況について御説明いたします。

教育委員会の定例会を12回、臨時会を2回開催いたしましたほか、学校等訪問や知事及び熊本市教育委員会との意見交換会、学校行事にも参加いたしました。

また、教育委員会の活動内容につきましては、広報誌やホームページ等を活用して情報発信を行っております。

次に、第2部「第2期くまもと『夢への架け橋』教育プラン」に関連する施策の実施状況です。1、重点的な取り組み（「夢を叶えるミッション」）、(1)子どもたちの夢をはぐくむ、①の家庭教育支援にしっかり取り組みますの指標は、くまもと家庭教育支援条例の認知率を掲げております。家庭教育推進フォーラムや親の学び講座の開催等を行いましたが、指標につきましては前年を下回っております。

今後は、フォーラムの開催あるいは啓発チラシの配布などによりまして、特に20代、30代の若い世代への周知の強化に取り組むとともに、親の学び講座の実施率が低い就学

前及び高校での取り組みを強化してまいりたいと考えております。

11ページをお願いいたします。

②いじめのない学校をつくりますにつきましては、指標といたしましては、学校は楽しいと感じる児童生徒の割合を掲げております。熊本県いじめ防止対策審議会等の開催、心のアンケートの実施、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置を行ったことなどによりまして、指標は全体として上向きで推移しております。

今後も引き続き、いじめの早期発見、解消のため、心のアンケートの実施やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家の活用によります相談体制の充実に取り組んでまいります。

続きまして、③「熊本の心」を活用して豊かな心をはぐくみますにつきましては、指標としましては、「熊本の心」を活用した道徳の時間を地域や保護者に公開した学校の割合を掲げさせていただいております。「熊本の心」活用事業研究推進校の指定、「熊本の心」県民大会を開催したことなどによりまして、小学校におきましては目標を達成し、中学生も上向きで推移しております。今年度につきましては、「熊本の心」を県下全域への周知を図るため、テレビ番組の制作放映を予定しております。

続きまして、④障がいのある子どもの学びを支えますにつきましては、指標としましては高等学校において、学校が把握する発達障害の診断を受けている生徒についても、個別の教育支援計画作成率を掲げております。

特別支援教育充実ガイドブックの発行や、特別支援学校への看護師の配置などを行ったことによりまして、目標値を達成することができました。今後も教員全体の指導力の向上を図るため、小中学校の通常の学級担任及び高等学校の全ての教員を対象とした研修を実施してまいります。

続きまして、⑤英語を話せることもをふやしますにつきまして、指標としましては中学生の英語が好き、分かるという生徒の割合でございます。

英語音声CD「I CAN DO IT！」を活用した試験「くまモン英語チャレンジ」の実施、英語教育推進リーダーによる研修会の開催などによりまして、いずれも上向きで推移しております。今後は、小学校英語の早期化、教科化に対応するために、本県独自の小学校用英語教材「I CAN DO IT! Junior」を作成、配布したり、研修体系の充実を図ることによりまして、教員の指導力及び英語力の向上を図ってまいります。

続きまして、12ページをお願いいたします。

⑥貧困の連鎖を教育で断ち切りますにつきまして、指標としましては生活保護世帯の高等学校進学率ですが、これは知事部局が所管であるために、この場では掲載をしておりません。

主な取り組みといたしましては、高等学校等就学支援金制度の周知、奨学のための給付金の給付、熊本県育英資金の貸し付け等を行いました。

今後も、高等学校就学支援金や「奨学のための給付金」につきまして、リーフレットの配布等により、制度内容の周知徹底を図ってまいります。

続きまして、(2)子どもたちの夢を広げる、①海外にチャレンジする若者を増やしますにつきまして、指標としましては海外高校への留学者数でございます。州立モンタナ大学及びミズーラ郡教育委員会との覚書締結、済々黌高校のスーパーグローバルハイスクールの指定などによりまして、2年間で25人増加いたしました。今後は、知事部局と連携した生徒対象の説明会や教員対象の研修会によりまして、留学に関する基本情報の積極的な

提供を行ってまいります。

続きまして、②進学や就職の夢を叶えますにつきまして、指標としましては大学進学率及び県立高等学校における大学等進学希望者の進学率を掲げております。

くまもと「夢への架け橋」ゼミ、全県立学校におけるインターンシップの実施などによりまして、いずれも上向きで推移しており、県立高等学校におきます大学等進学希望者率につきましては、目標を達成いたしております。

今後は、教員を対象といたしました各種研修会を充実させ、教員の専門性の向上を図るとともに、生徒の学習意欲の向上を図り、またインターンシップの普通科における生徒の体験率向上を図ってまいります。

続きまして、(3)子どもたちの夢を支えるということで、①スーパーティーチャーをつくりますにつきましては、初年度におきまして県立学校に5名を配置し、所屬校及び他校における示範授業や公開授業、教員に対する教育指導・助言を行ってまいりました。

今後は、スーパーティーチャーの所屬校以外の学校でのさらなる活用を図るため、ホームページを活用した公開授業等の周知や、管理職会議等における働きかけを行ってまいります。

続きまして、②地域に開かれた学校をつくりますにつきまして、指標はコミュニティー・スクールの数及び学校を支援するボランティアの数です。熊本版コミュニティー・スクール地区別推進シンポジウムの開催、市町村教育委員会が開催する学習会等へのボランティアチームの派遣などにより、いずれも上向きで推移しております。

今後は、コミュニティー・スクール等未導入の学校に対しまして、地区別シンポジウムの開催や啓発リーフレットによる働きかけを行ってまいります。

続きまして、③学力の向上につながる教員

の情報化を推進しますにつきまして、指標としましてはICTを活用して指導できる教員の割合でございます。

未来の学校創造プロジェクトの研究推進校の指定、ICT活用のガイドブックの作成などによりまして、上向きに推移しております。

今後は、県立の中・高校での好事例を収集整理し、ワークショップや成果報告会を開催して中高校に適した活用方法を提案してまいります。

次に、2、その他特記すべき取り組みにつきまして、(1)人権教育の充実につきまして、人権教育充実のための研修・会議の実施、人権子供集会や子供人権作品展の開催に取り組みました。

今後は、学校・家庭・地域におきます人権教育の取り組みを関係機関等と連携協力しながら進めてまいります。

続きまして、(2)県立高校の再編整備につきましては、岱志高校、天草拓心高校及び牛深高校の設置、県立高等学校再編整備等後期実施計画(球磨地域)の策定に取り組みました。

今後は、実施計画に基づき、地元の理解と協力を得ながら新設高校の開設準備を進めるとともに、新設高校の入学者確保や通学支援に取り組んでまいります。

続きまして、(3)文化財の保存・活用でございます。

文化財の指定や保存修理の支援、人吉球磨地域の「日本遺産」の認定に向けた支援、公益財団法人永青文庫からの預かり品等の調査・修復、展示を行いました。

今後は、「日本遺産」の認定に取り組む関係市町村等の支援、美術館の展示企画の充実や効果的な広報活動等に取り組んでまいります。

(4)スポーツの振興につきましては、2020年東京オリンピックに向けた選手の育成強化

や総合型地域スポーツクラブの育成を行いました。

今後は、関係団体と連携を図りながら、競技者の計画的な育成強化を行い、総合型地域スポーツクラブの設置促進など、スポーツに触れ合うための環境整備に取り組んでまいります。

以上が、報告書の概要でございます。

この熊本県教育委員会の点検及び評価につきましては、本議会での報告の後、報告書を広報誌やホームページにより公表する予定でございますが、今後とも教育委員会の取り組み状況につきまして、県民の皆様幅広く知っていただけるよう努めてまいります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○田村教育政策課長 引き続き、教育政策課でございます。

教育警察常任委員会説明資料、予算関係追号の資料をお願いいたします。

2ページをお願いいたします。

上段の教育センター費でございますが、194万4,000円を計上しております。

右側の説明欄をごらんください。

管理運営費でございますが、これは台風15号により被災いたしました教育センターのカーポート屋根等の補修や倒木を処理する費用でございます。

次に、下段の教育施設災害復旧費でございますが、1,344万9,000円を計上しております。

右側の説明欄をごらんください。

教職員住宅災害復旧事業でございますが、これは台風15号により被災いたしました教職員住宅の屋上防水シートや瓦の破損などを補修する費用でございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○河村社会教育課長 社会教育課長、河村で

ございます。着座にて御説明いたします。

3ページの上段をお願いいたします。

社会教育総務費でございますが、135万9,000円の増額でございます。

右側の説明欄をごらんください。

1の社会教育諸費の、(1)青少年教育施設管理運営費でございますが、これは台風15号により発生いたしました豊野少年自然の家の敷地内の風倒木を撤去するための経費でございます。

次に、下段をお願いします。

教育施設災害復旧費として642万4,000円を計上しております。

右側の説明欄をごらんください。

1の、社会教育施設災害復旧費の、(1)青少年教育施設災害復旧事業でございますが、これは台風15号により被災しました天草青年の家の倉庫と運動場のフェンスを復旧するための経費でございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いします。

○手島文化課長 文化課でございます。着座にて失礼いたします。

説明資料の4ページをお願いいたします。

まず、上段の文化費でございますが、423万円の増額でございます。

右側の説明欄をお願いいたします。

1、文化財保存管理費でございますが、このたびの台風の被害により被災いたしました県立装飾古墳館などの復旧に要する経費として増額するものでございます。

装飾古墳館で管理しております肥後古代の森3地区、それから歴史公園鞠智城温故創生館において風倒木が今回の台風で多数発生しております。その伐採撤去の費用でございます。

続きまして、下の段の教育施設災害復旧費でございますが、203万4,000円の増額でございます。

右側の説明欄をお願いいたします。

1、社会教育施設災害復旧費でございますが、同じく台風で被災いたしました県立装飾古墳館の施設の復旧に要する経費として増額するものでございます。

装飾古墳館の屋内スロープと通路のガラス天井部分が、台風の被害を受けまして雨漏りが発生しております。その雨漏り補修に要する経費でございます。

以上、総額626万4,000円計上しております。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○西川施設課長 施設課長の西川でございます。よろしくをお願いいたします。

説明資料の5ページをお願いします。

教育施設災害復旧費でございますが、増額補正といたしまして4億8,616万4,000円を計上いたしております。

右側の説明欄をごらんください。

1の現年教育施設災害復旧費の、(1)県立学校施設災害復旧事業でございますが、これは台風により被災した県立学校施設の災害復旧に要する経費でございます。

大津高校体育館につきましては、屋根の4分の1が破損し、壁、床にも被害を受けております。県立学校施設23校におきまして、災害復旧国庫負担金の対象となる被害が発生しております。その復旧に必要な経費を計上しております。

次に、(2)公立文教施設災害復旧指導監督事務費でございますが、これは市町村に対する指導監督に要する経費でございます。

以上でございます。御審議のほどをよろしくをお願いいたします。

○平田体育保健課長 体育保健課でございます。

説明資料の6ページをお願いいたします。

教育施設災害復旧費として、3,021万9,000

円を計上しております。

右側の説明欄をごらんください。

1の、社会教育施設災害復旧費の、(1)県営体育施設災害復旧事業でございますが、これは台風15号によって被災しました熊本県民総合運動公園、県営八代運動公園、藤崎台県営野球場、熊本武道館、熊本県総合射撃場に係る施設設備の災害復旧に要する事業でございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○内野幸喜委員長 以上で、付託議案に関する全ての説明が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑を受けた課は、課名を言って座ったまま説明をお願いします。

なお、まず最初に警察本部、その後、教育委員会の質疑に入りたいと思います。質疑はありませんか。

○小杉直委員 松岡会計課長、1ページの警察施設災害復旧費、北署の屋上と交番が何カ所か台風15号で損害を受けたということですが、ちょっと詳しく言うと北署の屋上のどういう状況か、交番はどこどこだったのかな。

○松岡会計課長 会計課長松岡です。

今回、熊本北署の屋上の防水シートが、これが剥がれ落ちまして雨漏り等がするという事で、2,827万2,000円を北署分で計上させていただきます。

それと、そのほかに熊本南警察署本山交番のカーポート、掲示板、外部蛍光灯破損等で75万円、八代署掲示板ガラス飛散、掲示板の傾き等で144万8,000円。

このほか、初動捜査支援システムの装置、これも路上に設置しているものですが、これも、この故障が142万4,000円という状況で

あります。

○小杉直委員 大体、修理の状況はどがんなとととですか。

○松岡会計課長 修理につきましては随時、緊急な部分から順次進めさせていただいている状況にあります。

○小杉直委員 はい、わかりました。

次に中島組対課長、おたくが説明した暴追推進センターについて、1ページば見ると、相談件数がずうっと毎年ふえてきておるですたいですね。そういう中で33ページをちょっと見ますと、説明もされたわけですが、事業費の活動支出が本年度が4,180万余、去年と大差なかわけですが、行政等からの補助金の収入等も変化はありませんかな。今、大体全体的に補助金はずっとカットする方向にあるわけですが、いかがですか。

○中島組織犯罪対策課長 組織犯罪対策課長の中島です。

現在、県のほうからの補助金につきまして、1,841万の交付を受け入れております。それぞれの各種事業活動に支障のない範囲で、現在運用をさせていただいたところでございます。

○小杉直委員 わかりました。

それなら、この暴力追放運動推進センターに関連して、これは暴力団に関する事ですから、刑事部長に参考までお尋ねしますが、山口組が分裂しましたですたいね、県内の山口組の状況とか今後のいろんなことの想定される事案とか、そういうもろもろについてはどういうふうな方針ですか。

○池部刑事部長 御質問のとおり、指定暴力団の山口組の分裂が報道されております。

まず、全国の暴力団情勢等についてちょっと御説明をいたしますと、全国の暴力団の構成員及び準構成員は約5万3,500人で、山口組らの21団体が指定暴力団として指定をされております。

この山口組は、構成員等が約2万3,400人ということで、全体の43.7%を占める国内最大勢力の暴力団でございますけれども、全国に直参と呼ばれる直系の2次団体が72団体ございます。

今回、この直系の2次団体のうち13団体が離脱をして、絶縁とか破門の処分を受けたということでございます。

本県の暴力団情勢でございますけれども、現在27組織、約830人を把握しております。

本県の特徴としましては、山口組と道仁会の2極化が特徴でありまして、800人の構成員とした場合、山口組が約300、道仁会が約300、その他の指定暴力団等が約200といったような構成になっております。

本県の場合は、先ほど申し上げましたこの直系の二次団体が2つございまして、このうちの1団体が今回離脱をして、処分を受けたと。そして、新たに新聞等では神戸山口組と呼ばれておりますけれども、ここの傘下に入ったものと考えております。

このほか、この直系の団体ではありませんけれども、今回離脱した下部組織も県内にはございまして、離脱した勢力というのは県内暴力団の、県内山口組の300のうちの約100人、約3割じゃないかなというふうに考えております。

これに加えて、今の6代目山口組組長の出身母体であります弘道会の直系二次団体が2つ、熊本にはございます。

こういったことから、九州では唯一、離脱した直系二次組織があるというふうなこと、あるいは、そういった縄張りとか資金源が競合する、相対する組織同士が同じ地域で同じ活動を行っているというふうなこと。

そしてまた菱形の大紋あるいは山口組という名称を、どちらも使用しているというふうなことから、現時点まだ抗争に至るといふふうなそういった情報、情勢はつかんではおりませんが、いつ、どこで計画的あるいは偶発的に抗争に発展するか予断を許さない、そういった厳しい情勢にあるのではなからうかというふうに認識をいたしております。

分裂の騒動後、これまで全国では抗争事件の発生はあっておりませんが、過去には県内におきましても組織の内紛あるいは分裂による抗争事件が発生をして、一般市民が巻き込まれるというふうな事件も発生しております。

こういったことから、県下全署に対しまして関連情報の収集あるいは組事務所や居宅等、関係箇所に対する警戒の強化、事件の掘り起こし、違法行為の徹底検挙、こういったものを指示いたしております。

これによりまして、対立抗争事件の封圧と一般市民への被害の未然防止に万全を期したいと考えております。

以上でございます。

○小杉直委員 さすがに、よう把握しておんなはるですな。

組対課長、前、道仁会と九州誠道会が対立したときに、張りつけなんか随分長い間やったでしょう。今度もやっぱりそういうふうな可能性というんですか、見通しもあるんですかな。

○中島組織犯罪対策課長 組織犯罪対策課長の中島です。

先ほど刑事部長から説明があった部分も踏まえまして、現在のところ全国的に抗争事件等の発生はあっておりませんが、事案は、いつ、どう情勢が変わるかわかりませんので、施設警戒の強化等々情報収集も含めましたと

ころで、現在活動を進めているところでございます。現在のところ、このような情勢ということで説明をさせていただきます。

○小杉直委員 いろいろ超多忙の中でこういうことがあると、またさらに忙しゅうなるでしょうけれども、しっかり取り組んで頑張ってくださいますように、よろしく願いしておきます。

以上です。（「よろしいですか」と呼ぶ者あり）

○内野幸喜委員長 はい、荒木委員。

○荒木章博委員 ちょっとそれに関連してですけれどもね、今説明で、九州で唯一の山口組と分かれた神戸山口組があるということで、1つは熊本市内で八代4人と聞いておりますけれども、これは予算説明のとき、県警本部長にもちょっと質問をお願いしたところなんですけれども、1つの組織、山口組というのは暴対法がかかっておりますけれども、新たな組織の団体は暴対法がなかなかかからない。

そういったところの暴対法にその組織を、1つの組織の認定をするというところには、どのくらいの日にかかかっていくのか。これによって大分、集まったりすることについてのそれも検挙できるといういろんなところがあると思うんですけれども、そのところもちょっとお尋ねしながら聞かせていただければと思っております。

○池部刑事部長 御質問にありました、仮に今回離脱をいたしました神戸山口組を新たな団体と認定するとなった場合には、現在の指定暴力団から外れるというふうなことになりますので、早急に指定の手続をする必要があるということでもあります。

指定は、暴力団対策法を根拠といたしまし

て、具体的には本拠地を管轄する都道府県の公安委員会が指定をするとなっております。現在のとおりであれば、本拠は神戸、兵庫県にありますので、兵庫県の公安委員会が担当するということになりますけれども、この指定につきましては、暴力団対策法で厳格な要件、大きくは3つの要件を立証することが必要となります。

こういったことから、指定までには相当の期間を要するというふうに考えられております。

ちなみに、道仁会から分かれまして九州誠道会、今の浪川睦会なんですけれども、これの指定につきましては約1年7カ月を要しております。ただ、今回の場合は、こういった情勢でありますので、早急に指定作業が行われるのではないかと考えております。この指定暴力団の対象から外れている間につきましては、あらゆる法令あるいは県の暴排条例等を駆使しながら、これに対応していくということになります。

以上でございます。

○荒木章博委員 新聞、テレビよく見えますと、非常にいろんな軽犯罪的なものでも摘発を考えていくということで、抑止力につながるということで、各県警本部あたりも取り組んでおられるようでありますので、熊本県もぜひ、そういうところの、小さいところも見逃さない、それは当然ですけれども。

やっぱり暴対課長にもちょっとお尋ねしたいんですけれども、こういった中で、やっぱり熊本県にはその2つの団体がありますし、大がかりなやつじゃないんですけれども、県民等のやっぱり、これに屈しないんだという姿勢ですね、熊本県の。そんなところはまだ先ですかね。将来どんなふうを考えていかれるのか、お尋ねしたいと思います。

○中島組織犯罪対策課長 抗争事件に発展し

ないような対策ということによろしいですか。

○荒木章博委員 もちろんそれもですけども、県民の、やっぱりそういうことは許さないんだという県民との取り組みあたりはどういうふうに考えられるのかなど。

○中島組織犯罪対策課長 情報収集の施設警戒等を積極的にやるとともに、必要に応じまして県民の方々へ必要な情報等の提供を実施しながら対応していきたいと考えております。

○荒木章博委員 この県暴力追放運動推進センターというのは、そういう組織の方たちもたくさんいらっしゃるんでしょう。

○中島組織犯罪対策課長 はい、その活動事業をやっております。

○荒木章博委員 そういう方たちと連携をとりながらやっていくということで認識しているですか。

○中島組織犯罪対策課長 はい、そのようにお願いいたします。

○荒木章博委員 それじゃ、もう1つ引き続きですね。予算のところで交通規制管理費ということで、台風災害で2,900万余の予算が上がっておりますし、また交通安全の普及ということで上がっていますけれども、こういう中で信号機がどのくらい曲がったりとか倒壊したりとか、もちろん停電になれば切れるんですかね、あれ。どうなるのか。

そういうことも含めてどういうふうな、今度の台風災害でどのくらいの被害が、信号機あたりについてはあったのか、それをちょっとお尋ねします。

○木庭交通規制課長 交通規制課長の木庭でございます。自分のほうから説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

先生お尋ねの信号機関係でございます。今回の台風によりまして、信号機の角度修正が必要な信号というのは963灯発生をいたしました。またアーム自体、信号灯機のアームが破損するというものも5本発生をしております。その他、信号柱の傾斜、これが4本発生をしております。

これによりましては、緊急的に修理をする必要がありますので、緊急修繕という形で、9月の最初の段階で現時点修繕を終わっております。

以上です。

○荒木章博委員 非常に木庭課長、積極的にいつも対応される方ですので。

角度が963、アームが曲がったのが5本ということですけども、やっぱり台風災害というのは今回だけではなくて、いろんな場合を考えられて、今からのこういう地球温暖化の状況ですから、考えていかなきゃいかぬということで、やっぱりちょっと信号機あたりも強固な、今までの信号機と違って、もっと頑丈というか、私は素人でよくわからないんですけど、信号機というのは一番交通体系の中では大切なところだというふうに思いますので、そういうところの何というか、強度といますか、角度でも曲がらないような、もっとちょっと予算をかけてやるべきだなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○木庭交通規制課長 引き続き、自分のほうから説明をさせていただきます。

ありがたいお話だと思って、伺っております。

まず、灯機自体につきましても、軽量化と強度あたりも増すような信号機、順次開発等

されておるところでございます。

また信号柱につきましては、従来のコンクリート柱から鋼管柱に、今順次更新をしておるところでございます。加えて海手、特に大型車両の混入率の多い路線等には、信号柱の下部を二重化にするなどして補強等をおるところであります。こういうのを今後とも進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○荒木章博委員 このくらいの台風でと言うと失礼なんですけれども、また幾つの台風あたりも、災害、地震、こういうのも来るかと思しますので、そういうところのやっぱり積極的な対応の仕方も今後進めて、強度を強めるとか、そういうことも含めて考えていただければなというふうに思います。

以上です。

○内野幸喜委員長 ほか、警察本部に関して質疑はありませんか。

○前田憲秀委員 今の荒木先生の関連で信号機なんですけれども、やっぱり台風の時、主要な幹線道路、東バイパス、浜線、ぽつぽつと信号機がとまっていた経緯があるかと思えます。

あれは特に心配はないんでしょうか。結構長い間とまっていたような気がするんですけど、そこら辺の調査みたいなのが何かあっているんですかね。

○木庭交通規制課長 交通規制課長でございます。

今、先生お尋ねの信号の滅灯の関係でありますけれども、いわゆる九電の障害によります電力供給停止という事態での滅灯という形でございます。もちろん主要な交差点につきましては、自動起動発電機なるものを整備

をいたしまして、電力供給停止という事態に必要な備えをやっておるところでございます。

なお、この自動起動発電機、県下で現在143基整備をしております。つけ加えて説明をさせていただきます。

以上です。

○前田憲秀委員 確かに主要なところは、きちんとついていました。ただ、たしか夜まで消えていたところもあったかのような気もいたします。

予算の関係もあると思いますけど、そこら辺の調査もしっかり怠りなくやっていただくように要望させていただきます。

以上です。

○内野幸喜委員長 ほか、質疑ありませんか。

○溝口幸治委員 報告第4号の専決処分の件についてですけど、その前に台風の今の話を聞きながらちょっと私は、阿蘇からずうと下りて人吉まで、その日帰ったんですけど、確かに信号曲がったりとまったりしてはいたけど、まさに警察官の皆様方が、主要な箇所には直接、手動で誘導されている姿を見て、たしか大きな事故等はなかったんだと思いますので、非常に朝から献身的に働いていらっしゃる姿を見ましたので、心から敬意を表したいというふうに思っています。

そこで第4号についてですけど、先ほど甲斐さんのほうから説明があったのかもしれませんが、今年度事故が何件あって、去年の同時期と比べるとという表現があったと思うんですけど、その確認を1点させていただきたいと思います。

○甲斐首席監察官 本年8月末で、有責事故、これは第2当事者になった場合も含みま

すが34件発生をしております。前年比でマイナス8件というふうになっております。

○溝口幸治委員 わかりました。

では、この報告に上がっている11件ですね、これは、いわゆる和解及び損害賠償が確定したので議案として上がってくるわけですけど、過去の事故も含めてまだ和解が成立していない、あるいは損害賠償額が決定していないというのがどれぐらいあるのか、ちょっと教えていただきたい。

○甲斐首席監察官 現在、継続している案件については2件ございます。

○溝口幸治委員 ああ、その程度ですね。

では、よく事故が多いなという印象をどうしても、この議案を見ると思うんですけど、職務柄こういうこともしょうがないのかなと思いますけど、あとは、その起こった事故をちゃんとどう処理するかだというふうに思っていますけど、今2件ということですね。はい、わかりました。

○内野幸喜委員長 よろしいですか。ほか質疑ありませんか。

それでは、これで警察本部に関する質疑を終了したいと思います。

引き続き、教育委員会に関する質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

○末松直洋委員 先日、一般質問の中でも言ったんですけど、障害のある子供たち、発達障害においてですけど、一般質問を終えて帰ってから学校の教員あたりと話をした中で、やはり相談したいということがかなりあるということで、相談を要望しているんだけど3カ月、4カ月待ちだということを……

○内野幸喜委員長 議案の質疑を受けたいと

思います。その他でまた。まず教育委員会に関する議案についての質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

○前田憲秀委員 説明資料の10ページで御報告をいただいた件です。

数字がちょっと気になって、このことだけをお尋ねしようと思うんですけど、10ページの一番下、子どもたちの夢をはぐくむ家庭教育支援にしっかり取り組みますという項目の、くまもと家庭教育支援条例の認知率。策定時25年が21.5%、26年17.3ということなのですが、もう一度この数字の背景を御説明をいただいでいいでしょうか。

○河村社会教育課長 社会教育課でございます。

御指摘の家庭教育支援条例の認知率、策定時は21.5%ということで、ここがまずスタートとなったところでございます。ここを何とか引き上げようということで、いろいろ策定時から事業というか周知啓発イベント、チラシの配布等頑張ってきたところでございますが、策定から2年目ということで、26年度に関しては少し下がってしまったと。

ここは、なぜ下がってしまったかということとは、ちょっとなかなか分析は追いついていないとか、統計的な分析はできてないところでございますが、先ほども御紹介いたしましたように、下の括弧に書いてございます。どうしても若い人というところが認知率が低い、下がってしまったというところも、どうしてもその若い人たちに継続して関心が続かなかつたのかなというところが少し課題としてあるのかなということで下がっているのかなというところが、統計的な分析はしておりませんが、そういった認識を持っております。

○前田憲秀委員 この17.3の根拠になる分

母、分子の数字というのはわかるんですか。

○河村社会教育課長 これ熊本県全体の県民の意識調査、条例以外にも含めて一括して県の知事部局さんのほうで行われていると承知しております。

済みません、そこは私どもの条例は、アンケートの1項目でございましたので、そのアンケートの詳細につきましては、済みません知事部局さんのほうが御承知ということで、私は把握しておりません。申しわけございません。

○前田憲秀委員 もしわかれば、後でもお教えいただければと思います。

家庭教育支援条例は、溝口先生を中心に私もしっかり成立に議論をさせていただいたものですから、この数字は非常に残念だなという思いを、まず第一印象としてあります。

私も地元の、例えばPTA、子供会、いろんな安全会議等では簡易版のチラシを配るようにしているんですけど、あのチラシというのはどうなのでしょう、毎年毎年きちんとした部数はあるんですかね。そこら辺どうですか。

○河村社会教育課長 チラシに関しては、いろいろと複数部、種類も用意しておりますし、物自体も刷っております。最近ではメール等で打ち出してくださいみたいところもありますが、紙として欲しいよ、送ってくれよというときに備えまして必要部数は準備しておりますし、足りない場合は増刷を行っているところがございますので、引き続き御協力させていただければと思っております。

○前田憲秀委員 今、若い親御さんというお話もありました。確かに、今から子育てを始められるとか、今まで全然関係なかった人が新たにいろんな悩みを持つ過程の中で、教育

の中でというのは当然だと思うんですね。

だから新しい人にどうアピールしていくか、今までこうだった人も、こうだったんだよという、本当そういう仕組みづくりというのは、ここまでで終わったというんじゃないじゃなくて、ずっと続けていかないといけないんじゃないかなという気がいたします。

私も、この条例策定の中で議論させていただいて、特に強く訴えたのは、相談体制の充実というのはしっかり言わせていただきましたので、そこが、じゃあこの17.3%ということでは余り徹底できてないのかな、相談先がわからないというお父さん、お母さん方がまだいっぱいいらっしゃるのかなという気がしますし、それじゃなかなか全国に先駆けてつくったこの条例は生かされていないのかなという気はいたします。

他県からいろいろ視察では、この案件を勉強しに来られる議員さん方は多くいらっしゃると思うんですけど、もっともこの成果が少しずつでも発信できるように、この数値だけできょうは私も指摘をさせていただきましたけど、内容の議論もしっかりこれからできるようにやっていただきたいなというふうに、強く要望させていただきます。よろしくをお願いします。（「関連して」と呼ぶ者あり）

○溝口幸治委員 関連して。

私も、この数字見たときには、ちょっとどきとしたわけですけど、知事部局がやる県民意識調査の数字からということなので、まあ何となくそういうことかなと思いますけど、せつかく教育委員会も頑張って、視察対応も含め普及啓発も一生懸命やっていたらいい姿を見ているので、何もこの低い数字を、この数字はこの数字として受けとめるにしても、皆さん方が独自でやっている普及啓発でかなりの認知度というのは、この条例あるいは親の学びプログラムあると思うんですよね。ですから、何かそういう数字も一緒に

合わせて、県民意識調査ではこうだけど、我々が取り組んでいて我々が対象にしている、あの条例のポイントは親になるための学びですよね、それから親の学び、この2つですね。今、親の人と将来親になる人にどう働きかけるかというところですから、やっぱりその辺もちょっとあわせて載せておくと、私や前田先生のようにかかわった人間からすると、ちょっとほっとするんですが、何かこの数字だけ見ると何か、やってないじゃないか、しっかりしろよとつい言いたくなりそんな数字なので、その辺は工夫してやっていただきたいというふうに思っています。

それから、親の学びなんかというのは、今本当に普及啓発が進んで、今その若年層というかそういうところへの働きかけもやっていらっしゃるんですけど、非常に評価が高い取り組みですよね。その辺もあわせて何かこう説明ができるようにやられたほうが、せっかくやっているのに何かやってないような点検及び評価になってしまうので、そこは気をつけていただきたいというふうに思います。

○田村教育政策課長 教育政策課でございます。

今、両先生御指摘のところでございますけれども、済みません、別冊の資料の27ページをちょっとお開けいただきたいと思うんですけども、確かに、済みません、概略で説明したもんですから、この17.3の認知率が下がったということだけをちょっと強調したような形になってしまいましたけど、今、溝口先生、前田先生御指摘になりましたとおり、社会教育課を中心にこの平成26年度の主な取り組み実績というところで、フォーラムの開催あるいはその家庭教育10カ条の啓発ということで3歳児健診2万部の配布とか携帯スマホの5カ条というのも昨年つくりまして、これにつきまして小6から高校3年生への12万部の配布とか、しっかりとした活動をさせていた

だいております。そして「親の学び」につきましても、28ページのほうに講座として1,225カ所です6万5,000人の方を対象にさせていただくというようなことで、これも社会教育課のほうを中心にさせていただいていますので、済みません、こういったところにつきましても情報発信はしっかりやっていきたいと思っておりますので、あわせて御紹介させていただきました。

○内野幸喜委員長 ほか、質疑はありませんか。

○小杉直委員 平田体育保健課長、お尋ねします。

この熊本県武道振興会の経営状況を説明する書類の11ページ、これに経常収益が4,031万余載つとるですたいね。ずっと下のほうに、当期経常増減額が91万3,285円と載つとるわけですが、これは一般的に黒字というふうなことでいいんでしょうかね。

○平田体育保健課長 この当期経常増減額につきましては余りが出ておりますが、これはまた次年度に繰り越しまして使わせていただくということでございます。マイナスではないということでございます。

○小杉直委員 ということは、黒字経営ということですか。全国的に武道館の経営は非常に厳しい県が多い中で、もう40数年もたった熊本武道館が黒字経営ということは、本当に素晴らしいことだと思っております。

あわせて、後で委員長から説明があると思いますが、新しい総合武道館についての要望書も出ております。しかも、先般本議会の一般質問で、藤崎台球場の移転新設の質問があったときに、荒木委員から武道館もあるぞという、いいやじも飛ばしていただいたこともあって、田崎教育長、知事から、大西市長と

知事の間には藤崎台球場だけでなく武道館もその中にありますとつけ加えて答弁していただいたので、お礼を言って要望にかえておきます。ありがとうございました。

○内野幸喜委員長 よろしいですか。ほか、質疑は。

○荒木章博委員 小杉委員のいい質問の後に言うのは何ですけれども、11ページから、これも予算、先般もこの委員会の中でもちょっと申し述べたことですが、「熊本の心」、私は非常にこの冊子はよくできて、学年ごとに1年、2年、3年、4年、5年、6年、そしてまた中学生まで、よくできているなというふうに、そしてまた前回のやつと変わって少し改良されて、色もとてもいい冊子ができ上がったなというふうに思っております。

そういった中で、熊本の道徳教育に力を入れようという熊本県の指針のもとに改訂版もでき上がって今回取り組んでおられるということで、ここに書いてありますけれども、現状としては小学生が100%、中学生が96%ということで数字が出ておりますけれども、中学校は100%にならないのはどうしてだろうかかなと思ってですね。

○浦川義務教育課長 義務教育課でございます。

あと数校、公開という形でやっておりますんで、授業そのものは当然道徳の授業の中で「熊本の心」の活用は図られておりますけれども、保護者とか地域の方々への公開は結果的にできなかったということで、ここで100%でないということでございます。

○荒木章博委員 わかりました。

まあ、せっかくですから、そのところを努力をしていただいて、これだけのものを、地域にも理解しないようなものは一つもない

と思うんですよね。これ取り組んでいただきたいと思います。

次に、5番目の英語を話せる子どもをふやしますということで、「英語が好き」が52.3%、「分かる」が51.1%。「好き」と「分かる」ではちょっと「分かる」のほうが少ないんですけどね。先般もちょっと私は申したかと思うんですけど、英検の準1級が熊本市は全国平均以下である。そして、非常に福井県は50%近くをいっている。

その中でちょっと申したように、半分以下である。その中で熊本市は、もう少し県の平均点より、熊本市の、政令都市の熊本市はまだ落ちているということで。英語を話せる子供をふやすには、そういった先生方の教育のあり方というものをやっぱり取り組んでいかないと、子供たちが好きなんだというアンケートよりも、わかるような英語教育を熊本県は先駆けて、教育県熊本としてやっぱりやっていこうということは少し述べてきたつもりなんですけども、こういう数字を見たときに、やっぱり今後の、やっぱりその後の、この前の委員会があつてから数10日間たつていきますけども、熊本市の連携とかそういうことをどうにかやられたのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○浦川義務教育課長 8月のこの委員会で御指摘いただきまして、そのところでも中核教員研修等を実施いたしますということで、そういった中で準1級程度以上の取得者をふやしていくというお話をいたしましたけども、熊本市ともこのことにつきましては、お互いに研修等を作りながら指導力を高めていく、そしてその準1級程度以上の取得者をふやすということにつきましては、お互いに共通理解というか、申し合わせをしているところでございます。

来年度以降も計画的に研修等を実施いたしまして、取得者の増加につなげていきたいと

いうふうに考えております。

○荒木章博委員 今からの語学というのは、中でも英語というのは、もちろん日本の国語力と英語力というのは、国際社会に今から生きる上でやっぱり文科省あたりも積極的に対応しているわけですから、こういうところの全国平均も、真ん中よりも下がってしまうような教育県熊本では、英語力をやっぱり、英語を話せる子供をふやします、英語を話せる先生をふやしますをまずしてから子供をふやしますとせぬと、子供は先生から習うわけですから、そういうところも積極的に対応していただきたいなと思っております。

次のページ、12ページですけど、子供の夢を広げる、主に高校生ということですね。海外にチャレンジする若者をふやしていく、こういった取り組み、現状としてどうなんですか。どのくらいの人たちが、ここに書いてある44名ののですが。

○越猪高校教育課長 高校教育課でございます。

委員御指摘の現状値ということでございますが、平成26年につきましては留学者、公立高校関係では4名でございます。

この主な取り組みのところに書いておりますように、海外修学旅行の実施に向けた現地調査の実施、海外への修学旅行実施、3校、4校と書いておりますけれども、台湾を中心に修学旅行で訪れる子供たちの数は飛躍的にふえております。また、県立高校が姉妹校との連携をしまして、学校単位で交流をする子供たちの数についても、ここ数年急速にふえているという状況というふうに考えております。

以上でございます。

○荒木章博委員 今、飛躍的にふえているということをおっしゃったけど、じゃ、どうい

う県立学校がどんどころに行っているか教えてください。

○越猪高校教育課長 この資料で申しますと、海外への修学旅行実施4校につきましては、台湾が3校でございます、大津高校が302名、東稜高校が41名、熊本商業高校が42名、またシンガポールでございますけれども、熊本北高校が41名という現状でございます。

また、海外の教育旅行という形で、県立高校10校が教育旅行を今やっております。熊本高校が35名程度、熊本北高校が15名程度、八代農業高校が10名程度、また農業関係の高校が30名程度、また第一高校が30名、済々黌高校が30名、第二高校10名、宇土高校10名。もう少し数はございますが、そういう形で海外にチャレンジする若者をふやしますという取り組みの中で、県立高校におきましても修学旅行また海外の教育旅行を含め数がふえてきているという認識でおるところでございます。

以上でございます。

○荒木章博委員 主に修学旅行ですね。

それで私立の高校とのかみ合いは、どういうふうに把握されていますか。

○越猪高校教育課長 熊本市立高校の必由館高校と千原台高校でも実施されているということで聞いておりますが、この連携を取り合いながら海外への子供たちの支援についてやっているという現状ではございません。

以上でございます。

○荒木章博委員 私立とは、どうですか。

○越猪高校教育課長 私立高校とは県の時習館プログラムということで、私学振興課と高校教育課できっちり連携を取りながら、私立

高校の生徒さん、県立高校の生徒さん、海外へしっかり飛躍できるような取り組みを進めているところでございます。

以上でございます。

○荒木章博委員 私立は時習館構想ということで、かなり海外へ向けての取り組みをやろうと。本県の県立高校がやっぱりそういうところは主体となって、海外の修学旅行を含めた取り組みあたりも、より積極的な予算を計上して、やっぱり子供たちに海外にチャレンジをさせていく、やっぱり全校やるべきですよ、時を分けてでも、学年を分けてでも。そういう姿勢でやっぱりこの海外チャレンジという子供たちに夢を広げると。それは、同じ学校だけ何遍も行っても、それは一人一人の学年は違いますが、やっぱり全校に、県立高校全部に広げるようなそういう施策を打ち出すべきだと思うんですけど、いかがでしょうか。

○越猪高校教育課長 県立高校の海外修学旅行につきましては、委員御承知のとおり、以前、中国、韓国へ子供たちが修学旅行として行くという時代がございました。海外情勢、経済的な情勢の中で、最近は台湾への修学旅行がふえているところでございますが、計画を含めますと県立高校内で10校ほどは計画をしておりますが、何せ修学旅行にかかります旅費等につきましては保護者負担ということもございます。

学校のこれまでの流れ等もございまして、経済的なところ、また日本の京都、奈良ですか、そういうところを中心に高校時代学ばせたいという学校等もございまして、その学校の方針等はしっかり受けとめながらも、海外修学旅行の意義等についてはしっかり各学校に説明をしまいたいというふうに思っているところでございます。

○荒木章博委員 実は私も一昨年だったですかね、3つの中学校の校長先生と、三和中、東部中そして尚綱中高ですね、それで3校長先生と、韓国のほうに友好交流をやろうということで、学校と姉妹提携を結ぼうとか、そういうことでちょっと、やっぱり行ったりして、その後、子供たちのやっぱりサッカー交流、姉妹提携そういうのをやって子供たちが生き生きしてきたという学校の雰囲気がよく伝わってくるもんですから、高校の場合はいろんな、京都とか日本の伝統的なところの修学旅行もあるかと思うんですけども、やっぱりそういう海外の夢チャレンジという、海外チャレンジということをやっている以上は、各学校にも働きかけていただきたいというふうに要望しておきたいと思います。

じゃ、もう1点。

○内野幸喜委員長 何かあれば、どうぞ。

○荒木章博委員 いいですか。

○内野幸喜委員長 はい。

○荒木章博委員 それと、その一番下のところに、地域に開いた学校づくりということで、先般もここで話し合いがありました、コミュニティースクールについてですね。まず、そのコミュニティースクールの熊本版を取り入れるということで、私も質問をして、将来文科省の案に持っていくんだというようなことですが、そういった流れで、熊本市の場合は全くやってない。

そして、いいそういうコミュニティースクールの発表もやっていく、そして熊本市の先生方も呼び込んでいって、非常に成果が上がったというのが、いじめとか地域性が、地域でまとまりができたというところの話もちょっと聞かせていただきたいと思うんですけど。

○浦川義務教育課長 まず熊本市との連携と申しますか、8月に御指摘いただきましたが、その後、熊本市の教育委員会のコミュニティースクールの所管課が教育政策課でございます。すぐ、そちらの課長様にお電話をいたしまして、そしていろんな取り組みをやりますのでということでお声かけをしたところなんです。そして11月に文部科学省と私どもと一緒に、共催で推進シンポジウムを玉名市のほうで行いますので、そのシンポジウムにもぜひ御参加をということで、先般御案内を差し上げたところでございます。

○荒木章博委員 わかりました。

それ以上はもう言うつもりはありませんけど、電話じゃなくてお互い呼んでも、向こうへ行っても、やっぱりこういうのがあるんだということ。今のままでは来ませんよ。大体、教育委員会次長に僕は電話を入れたんだ。もうやる気ありませんというような、やる気ありませんとは言いませんよ、「ああ、そうですか」という感じですよ、コミュニティースクールについては。抵抗感がありますよ。中の内容についても。人事権の問題とか。だから、やっぱりそういうところもちょっとかみ砕いて、きちんとした御案内をして、各学校の先生方にも、将来こんなことに文科省が取り組んでいるんですよ、熊本版はこうやってつくっているんですよ。そしてまた熊本版から全国版に取り上げて持ってきますよとか、そういうのをきちんとした説明の仕方をしていかないと、御案内状1枚あげたからそれを配ってくれといっても、誰も関心はないですよ。もう学校は忙しいですから。せつかくこれだけのものを組織力でつくって、文科省もつくって非常に成績を上げていますと僕は聞いていますので、そしてまた教育の、その地域の教育のリーダーが、その地域の教育長さんや学校長が理解を示して進

めていく、それも熊本市にもそれもお願いをしたいと思って、きょうは要望をしておきます。

以上です。終わります。

○高島和男委員 報告書の16ページでございますけれども、貧困の連鎖を教育で断ち切ります、6番目でございますね。これはもう非常に大事なことだと思うんです。奨学のための給付金、ここに給付者数ということで2,130人ということで数字も明記されておりますけれども、最近の数字の推移というのを簡単にちょっと教えていただければと思います。

○越猪高校教育課長 高校教育課でございます。

奨学のための給付金という制度は昨年度からでございますので、25年度につきましては、済みません、26年度ですからこの数字ということでございます。

27年度は、今度は1年生と2年生その倍になっておりますので、およそ人数はこの倍という形でございます。

以上でございます。

○高島和男委員 それと、その下に今度は報告にもありました育英資金の貸し付けですね、これも4,576人ということで書いてありますけれども、済みません、私勉強不足なんですけども、この育英資金の貸し付けに関しての何か資格とか申し込みとか制限とか、そこいら何かあるんですか。

○越猪高校教育課長 貸し付けにつきましての詳細な資料等については、また後ほどお持ちしたいと思いますが、経済的なものが主な資格要件というふうになりますが、現時点で申請をされた方で貸し付けが受けられないという、そういう生徒さんについては高校段階

でほとんどございませんので、希望をされた方につきましては、そのほとんどの方がこの育英資金の貸し付けを受けられているという状況でございます。

以上でございます。

○高島和男委員 今回その報告では、お二人延滞でということで訴え、返還を求めたということなんですけども、こういう事例というのは結構あるものなんでしょうか。

○越猪高校教育課長 この支払い督促の申し立てということにつきましてでございますが、生活保護の受給をされている方ですとか破産されていらっしゃる方等については、この支払い督促の申し立てというのは行っておりません。

それで平成26年度につきましてですが、37件支払い督促をしておりますが、そのうち12件について異議申立がされているという状況でございます。

以上でございます。

○高島和男委員 12件の分に関しては、払えないというおっしゃり方ですか、先方は。

○越猪高校教育課長 この12件につきましては個別それぞれ事情が違いますので、詳細にはちょっと申し上げられないところがございますが、払える能力がありながらも払えないという、払わないというような方も中にはいらっしゃいますし、それこそ経済的にかなり厳しいという、そういう理由で払えないという方もいらっしゃるというのは事実でございます。

しかしながら、丁寧に本課としましては対応を1件1件やっておりますので、1件でも払っていただけるように鋭意努力をしているところでございます。

以上でございます。

○高島和男委員 一番最後の分析・課題にも書いてありますように、国からの交付金でそういった返還金で賄っていたと、財源は。国の交付金はこれ26年度で終了するというところで、さらなる財源の確保ということは、どんなふうを考えていらっしゃるんですかね。国から。

○越猪高校教育課長 国への働きかけをしっかりと、現状もあわせて説明をしながら働きかけをして、この制度がきちっと維持できるようにしたいというふうに考えているところでございます。

○高島和男委員 本当に、これから減ることというのはなかなか現状の社会情勢から考えますと難しい。そういうことで、財源を返還金をとということであるならば、今課長おっしゃったように丁寧にやっているということなので、より一層本当にきちんとした返還ができるような、本当に息の長い大変な作業だろうと思いますけれども、ぜひよろしく願いしておきたいと思います。

以上です。

○内野幸喜委員長 課長、大丈夫ですか、さっきのこと。いいですか。

○越猪高校教育課長 はい、済みません。

奨学金の原資ということで申しますと、それこそ借りた方がきっちり返していただけるということが奨学金の前提になっておりますので、その取り組みにつきましては収益といいますか回収率につきましては現年度でいきますと98%ぐらいはございますが、残った方々についても丁寧に対応していきたいということでございます。

もう1点でございますが、給付金につきましては先ほど申し上げましたとおり26年度に

スタートをしております。いろんな制度の関係で、申請者数につきましては本年度は昨年度よりも多少減って申請がされているという状況でございます。

以上でございます。

○内野幸喜委員長 ほか、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○内野幸喜委員長 なければ、これで質疑を……（発言する者あり）

○甲斐首席監察官 先ほどの溝口先生からありました公用車事故の継続案件のお尋ねについて、追加して説明させていただきます。

治療中等の理由により、2件が和解及び損害賠償の決定に至っておりません。これが昨年以前に発生した分です。

ことしについては、平成27年中に発生している事故では、現在9件が上記の理由により決定には至っていない状況です。

以上です。

○内野幸喜委員長 それでは、ただいまから本委員会に付託されました議案第1号、第28号、第29号及び第50号について一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○内野幸喜委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外3件について、原案のとおり可決または承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○内野幸喜委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外3件は、原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○内野幸喜委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から「熊本県人口ビジョン(案)」及び「熊本県まち・ひと・しごと創生総合戦略(案)」についての報告の申し出がっております。

また、冒頭の教育長の総括説明の中でありました、懲戒処分非公表の取り扱いについての説明についても、追加して報告をお願いします。

なお、質疑については執行部からの報告の後一括して受けたいと思います。

それでは、熊本県人口ビジョン案等の総括説明及び教育委員会に係る部分を、教育委員会の田村教育政策課長から、警察本部に係る部分の報告を、警察本部の林警務課長から、続いて、懲戒処分非公表の取り扱いについて、國武学校人事課長から報告をお願いいたします。

○田村教育政策課長 教育政策課でございます。着座の上、御説明させていただきます。

お手元に「熊本県人口ビジョン(案)」及び「熊本県まち・ひと・しごと創生総合戦略(案)」についての資料が配られていると思いますが、その中のきょうはA3の2枚の紙を使いまして御説明をさせていただきます。この表紙の2枚を説明させていただきます。

まず、この計画につきましては企画課を中心に県庁全体で取りまとめをしております。10月中に作成を予定しております。

10月中には人口ビジョン及びまた「熊本県まち・ひと・しごと創生総合戦略(案)」の概要説明を予定しておりますので、その当委員会に関係する部分について御報告をさせてい

たきます。

まず、人口ビジョンにつきましての概要を御説明いたしますが、人口ビジョンにつきましては総務常任委員会で議論をしていただきたいと考えておりますので、当委員会では総合戦略のうち当委員会に関係する施策を中心に御説明いたしますので、その部分についての御議論をいただきたいと考えております。

また、当委員会に出席していない部局に関する質問につきましては、御質問があった場合につきましては後ほど担当部局のほうから委員の先生方に直接御説明をさせますので、御了承いただきたいと思っております。

まず、人口ビジョンにつきましては、本県におきます人口の現状と将来の展望を示すもの、それと総合戦略につきましては人口ビジョンで示す将来の展望を実現するための基本目標や基本的施策を取りまとめたものでございまして、昨年11月に制定されました「まち・ひと・しごと創生法」に基づき作成するものでございます。

それでは、A3の概要版のまず熊本県人口ビジョンについてをごらんいただきたいと思っております。A3版の1枚目の、人口ビジョンの概要について御説明いたします。

人口の現状につきまして、本県の2014年の人口につきましては179.4万人でございます。

①の自然増減につきましては、約5,000人のマイナスになっております。また、合計特殊出生率は1.64で、全国平均以上、全国5位の数字ですが、いわゆる人口が安定するような出生率であります2.07には及んでおりません。

次に、②の社会増減についてでございますが、これも約3000人のマイナスになっております。主な転出超過先といたしましては、東京圏が1,700人弱、福岡圏が1,400人弱となっております。

次に、右側の人口の将来展望についてです

が、2060年に144.4万人となっております。

国立社会保障・人口問題研究所の中位推計に準拠いたしますと、このまま何もしなければ2060年の本県の人口は117.6万人と試算されております。この人口減少の影響といたしましては、生産年齢人口の減少に伴う労働力不足、あるいは地域経済規模の縮小等さまざまな問題が懸念されておりますが、この影響を抑えるため本県が目指すべき将来の方向として、県民の結婚、出産、子育ての希望を実現するなど、4つの方向を示しております。

将来展望の144.4万人は、合計特殊出生率が結婚、出産、子育ての希望がかなうと2030年に2.0、2040年に2.1まで上昇し、社会減は2020年までは現在の2分の1に縮小し、その後は転入と転出が均衡して、ゼロになると仮定して推計しております。

なお、この合計特殊出生率の2030年の2.0、2040年の2.1は、アンケート調査の結果でございまして、九州、沖縄地域の皆様にお聞きしました予定子供数をもとに算定した数値が2.0、理想の子供数をもとに算定した数値が2.1ということでございますので、国の考え方と同様に出生に対する県民の希望を実現していくということで、この数字を使っています。

その結果、下のグラフのとおり2060年の117.6万人が144.4万人となり、26.8万人の人口減少が抑制され、長期的には2080年ごろから人口が安定し始めるという推計となっております。

以上が、熊本県人口ビジョンの概要説明となります。

続きまして、2枚目の資料「熊本県まち・ひと・しごと創生総合戦略(案)(概要版)をごらんください。

総合戦略は、人口ビジョンでお示ししました人口の将来展望の実現に向けまして、平成27年度から31年度までの5カ年で推進していく施策等をまとめたものでございます。

まず、左側の基本目標では、熊本の発展を支える産業と魅力ある雇用を創出する、熊本への人の流れをつくとともに、人材の流出を抑制する、県民の結婚・出産・子育ての希望を実現する、それと、県民が誇りを持ち安心して暮らし続ける地域をつくるの4つを目標に掲げるとともに、3つの数値目標といたしまして、社会減を1,430人に半減、5年間の出生数を7万7,350人、県民総幸福量を70ポイントを設定しております。

なお、この3つ目の県民総幸福量の70ポイントは、県民の幸福に関します意識調査に基づきまして、県民総幸福量のポイントであります平成26年度の速報値の68.2を平成31年度までに70.0まで上昇させるという目標でございます。

次に、取り組みの方向性と実現に向けた施策ですが、この目標の実現に向けまして新4カ年戦略の4つの取り組みの方向性を発展させ、活力と雇用を創る、世界の中で輝く、安心・希望を実現する、未来の礎を築くという4つの取り組みの方向性を掲げております。

まず、活力と雇用を創るでは、地域の活力を牽引する農林水産業の展開、新たなビジネスの創出、地域に根ざす企業の振興、戦略的企業誘致の推進、地域資源を活用した交流拡大と、これらを支える産業ニーズに応じた人材の育成・確保を位置づけております。

この資料の中では主な取り組みしか記載されておきませんが、ここから先は教育庁に関する取り組みについて、若干、資料に載ってない部分もございますけれども、御説明させていただきますと思っております。

まず(ア)でございますが、地域の活力を牽引する農林水産業の展開におきましては、これは農林水産業におきます人材育成確保に向けまして、関係機関との連携を図ってまいります。

次に(カ)でございます。産業ニーズに応じた人材の育成・確保におきましては、学校に

おきます職業講話やインターンシップの実施によりまして職業教育の充実、生徒や保護者、教職員の地元企業の認知度向上によりまして県内就職促進に取り組みますとともに、各産業分野におきます人材育成・確保に向け、関係機関との連携を図ってまいります。

次に、世界の中で輝くでは、増加が見込まれる外国人観光客などを見据えた世界で躍動する海外戦略の展開、観光を軸にした仕事づくりを進めますとなっておりますが、この中では教育に関する施策はございません。

次に、安心・希望を実現するでございますが、ここでは子供を安心して産み育てられる社会づくり、安心して暮らせる社会づくり、女性の社会参画の加速化、若者・高齢者・障がい者の活躍促進。誰もが働きやすい労働環境の整備。次代を担う人材・グローバルな人材の育成により、県民の安心や希望の実現を図ってまいります。

この中で、当委員会に関係する教育委員会の取り組みといたしましては、まず(ア)子供を安心して産み育てられる社会づくりにおきまして、放課後子供教室の取り組みですとか、いじめ・不登校などの悩みを抱える児童生徒を支援するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置したり、あるいは医療的ケアが必要な児童生徒に対する支援などを行ってまいります。

次に、(ウ)女性の社会参画の加速化、若者・高齢者・障がい者の活躍促進では、特別支援学校の整備促進、相談支援体制の強化などに取り組んでまいります。

次に、(オ)次代を担う人材・グローバルな人材の育成におきましては、児童生徒の学力向上、海外留学・進学への支援、スーパーグローバルハイスクールの推進に取り組むとともに、ICT活用による教育を推進してまいります。

また、2020年の東京オリンピックにおいても、多くの本県選手が出場、活躍するとともに

に、スポーツ選手が夢を持って競技に打ち込めるよう、優秀競技者の育成強化などの支援に取り組んでまいります。

最後に、未来の礎を築くにおきましては、次代につなぐ地域づくり、歴史・文化・芸術・スポーツ等による地域づくり、人口のダム効果を生かした広域連携の推進、拠点性を高める基盤づくり、災害に負けないまちづくりにより、地域の未来につながる位置づくりを目指すという方向性を掲げられております。

この中で教育委員会に関する取り組みといたしましては、(ア)次代につなぐ地域づくりにおきまして、親の学びを初めとした家庭教育支援の取り組み、コミュニティースクール導入促進など、学校と地域が相互に支え合う仕組みづくりを行ってまいります。

次に、(イ)歴史・文化・芸術・スポーツ等による地域づくりにおきましては、加藤、細川を初めといたします歴史・文化の磨き上げや次世代への継承、日本遺産の効果的な推進などによりまして、歴史・文化資源を活用した地域活性化に取り組めます。

また、県民誰もがそれぞれの目的に応じて気軽にスポーツを楽しむことができるよう、総合型地域スポーツクラブの育成など、生涯スポーツの振興にも取り組んでまいります。

最後に、(オ)災害に負けないまちづくりにおきましては、県立学校の耐震化などを進めるとともに、市町村立学校の耐震化を支援してまいります。

以上、これらの取り組みを進めることで、教育委員会といたしましても本県の地方創生の実現に寄与していく所存でございます。

「熊本県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の説明は以上でございます。

この各施策の推進に当たりましては、産官学金労言で構成します「幸せ実感くまもと「まち・ひと・しごと」づくり推進会議」において、課題等の認識共有や将来への取り組

みを共同して推進していきます。

また、PDCAマネジメントサイクルによる成果重視の運営や、外部有識者等の参画による効果検証を行うとともに、わかりやすい指標(KPI)による進捗状況を示すこととしております。

さらに、戦略に掲げた施策と各市町村の個性を生かした取り組みが相乗効果を生み出されるよう、県と市町村が方向性を共有し連携しながら、地方創生の実現に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

なお、本日お示ししております人口ビジョンと総合戦略の案につきましては、8月に実施したパブリックコメントを踏まえ作成しております。またKPIにつきましては、最終調整を行っておりますので、精査の上戦略を策定いたしますので、御了承いただきますようお願いいたします。

私からの報告は、以上でございます。

○内野幸喜委員長 続いて、警察本部から関係部局の説明をお願いいたします。

○林警務課長 警務課でございます。

私からは、警察のただいまの創生総合戦略に係る警察の施策に関しまして、簡単に御説明をさせていただきます。

今、教育政策課長の説明にもありまして、取り組みの方向性と実現に向けた施策に安心・希望を実現するが掲げられております。

そこで、警察といたしましては、(イ)安心して暮らせる社会づくりにおきまして、犯罪や交通事故から暮らしを守る取り組みを推進してまいります。

具体的には、ストーカーや性暴力等の犯罪被害防止、被害者への支援など、子供や女性、高齢者等を犯罪や交通事故から守るための施策に取り組んでまいります。また、振り込め詐欺などの特殊詐欺、サイバー空間にお

ける犯罪など新たな治安上の脅威にも積極的に対処してまいります。

さらに、取り組みの方向性の右下にあります。未来の礎を築くの中の(オ)に関しまして、災害に負けないまちづくりのため、災害発生時の対処能力の向上や体制の充実強化に努めていくこととしております。

以上でございます。

○國武学校人事課長 学校人事課でございます。着座にて説明させていただきます。

資料は、ただいま配付いたしました懲戒処分の方の非公表の取扱いについてと題する書面でございます。

本議会に追加上程されました諮問第2号に係る懲戒処分事案につきましては、県教育委員会におきまして、高等学校の部活動の顧問であった男性教諭が、部員の女子生徒にわいせつ行為を行ったとして、当該男性教諭に対し懲戒免職処分を行ったものであります。

懲戒免職処分の決定に当たり、加害者がわいせつ行為を否認していた中、教育委員会といたしましては被害者の申し立てや関係者の証言等を、それらの供述に矛盾がなく整合性はとれているかなど積み重ねまして、慎重に事実認定を行いました。

そのため、教育委員会の中で十分に議論を行った上で、本件事案の処分の判断や公表の取り扱いを決定しましたが、被害者、保護者は、加害者に対する処分を求めたいという気持ちはあるものの、処分が公表された場合のことを不安に思い心配されており、被害者、保護者から本件事案そのものの非公表の強い要望があったこと、加害者が被害者の申し立て等は事実無根と主張しており、処分を公表すれば被害者に対する誹謗中傷や二次被害が懸念され、被害者保護の必要性が認められたことから、懲戒処分の指針では原則所属名及び氏名を公表することとしているものの、本件事案では被害者に寄り添う必要があることを

認めたため、事案そのものを公表しないという例外的な取り扱いを教育委員会で決定したものであります。

また、懲戒処分に係る県人事委員会の不服申し立てにおいても、被害者の要望を尊重して非公開で審理が行われており、人事委員会からは懲戒免職処分を承認するとの裁決が出されています。

今後、懲戒処分の公表の取り扱いにつきましては、教育委員会の場で議論を行い、懲戒処分の指針の見直しを含め検討していくこととしております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○内野幸喜委員長 以上で報告が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

○荒木章博委員 教育委員会の総合戦略の案の中で、スクールソーシャルワーカーのことをちょっと言われたと思うんですけども、そこをちょっと説明してもらいたいと思います。どういう対応をして何名ぐらいとか。

○浦川義務教育課長 スクールソーシャルワーカーにつきましては、本年度10教育事務所と、全ての教育事務所と山鹿市教育委員会でございますが、そこに18名を配置しております。

1日6時間、週あたりでいきますと5.9日の配置というふうになっておるところでございます。

○荒木章博委員 これは義務教育ですね。

○浦川義務教育課長 私が申し上げましたのは、小中学校関係でございます。

○荒木章博委員 高校の場合は。

○越猪高校教育課長 高校教育課でございます。

県立高校におきましては、現在、平成27年度におきましては4校に5名を配置しておりますところでございます。

4校につきましては、県北、県央、県南という形で、各地域の拠点校に配置をしているという現状でございます。

以上でございます。

○荒木章博委員 ここにも、安心・希望を実現するというところでうたっておりますけれども、平成19年度が全国順位が45位だったんですよね。そして、この高校あたりでもスクールソーシャルワーカーを派遣して熊本県が取り組んで、22位まで中退率が下がっていった。これは、こうした1つの努力が実際的に実を結んで、かなり、20番上がっていったということですから、私はこれは特に評価をしたいというふうに思うんですよね。

だから、よりよくこういう安心・希望を実現する、未来の基礎を築くという中で、このソーシャルワーカーの配置あたりも、今回は4校5名ということで高校は聞いておりますので、もっと積極的にやれば順位を上げていただければ、これはとても私は評価をしていいんじゃないかなというふうに思って、質疑を終わります。

○内野幸喜委員長 ほか、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○内野幸喜委員長 なければ、これで報告に対する質疑を終了いたします。

次に、委員で何か。

○末松直洋委員 先ほどは失礼しました。

先日の一般質問で、発達障害の質問をしたんですけど、熊本県教育委員会は、教員の方

たちに研修を行われているということでありまして、熊本市のほうが、この研修を今のところやっていないということですので、ぜひ今後は、熊本市は政令指定都市ですけど、熊本県と連携をとりながらそのような指導をぜひ今後とも進めていただくように、お願いいたします。要望です。

○内野幸喜委員長 ほかに何かありませんか。

○荒木章博委員 じゃ、その他の項で。

今、全国的に、子供たちの15分とか10分とか睡眠時間を設けて教育をやっていくということで、熊本県も先駆けて山鹿の中学校でそれに取り組んでいっているということを新聞かテレビか何かでちらっと見たんですけど、どういった取り組みをされて、今後その成果においてどういうふうに波及していこうとされているのか、そこをちょっとお尋ねしたいと思います。

○浦川義務教育課長 義務教育課でございます。

今、委員がおっしゃった件でございますが、山鹿中学校におきまして平成22年度から、最初は月曜日の昼休みが終わったあとの15分間、掃除の時間でございますが、その掃除の時間をカットして、昼寝タイムという時間を設定されました。

これにつきましては、土日にいろんな部活動等いろんなこうございまして、月曜日の午後が特に授業中にあくびをしたりとか、そういった状況が見られたということで、その改善を図るという目的で始められたというふうに聞いております。

それで、効果につきましては、そのアンケート等は取られていませんが、非常にリフレッシュができていくというふうに聞いております。

なお、今年度からは放課後の時間を有効に使うということで、これまで週2回だったものを週1回ということで、水曜日に実施をされているところでございます。

今後、また山鹿市教育委員会といろいろ聞き取りをさせていただいて、その効果をまた把握していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○荒木章博委員 非常に全国的な傾向では、まめに取り組んでいるところはいい成果ができていうふうに聞いていまして、熊本でもそういう山鹿の中学校がそれに取り組んでいかれるというのは、僕はうれしく感じたんですよね、副委員長の土地ですけど。

だから、そういったものを、ちょっとデータを出しながら、これが本当にリフレッシュになって、何か30分以上寝るとだめだそうですね。10分か15分というふうに、頭の回転がリフレッシュするというので聞きましたものですから、その質問をちょっとさせていただきます。

引き続き、荒川区が区長というのは都議から衆議院議員になって、今GNHですね、幸福量、これは一番先駆けているんですよ。それでAKHと非常にライバル意識をして、今度GNH学会が、私も行くんですけど、くまモンも出場するみたいですけど、発表会があるのに荒川区は区長が出てくるということで、もう非常に熊本には負けたくないというようなことで取り組んでおる中で、防災部を区長みずから教育長みずからつくって、D級のポンプの使用とか、防災の意識を高めようということで、この教育新聞にも大きく写真入りで取り上げておられると思うんですけど、こういった防災意識に対する県の、教育委員会の考え方というのは、どんな今取り組みをやられているのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○平田体育保健課長 体育保健課でございます。

災害から身を守るといったことございまして、避難訓練の実施とか、あるいは実際災害に遭われた場合に今度はボランティアとして活躍するというようなことも必要なところでございまして、各学校におきましては、いろんなボランティアに携われた方の講演会あたりを開きまして、そういった防災に対する意識の高揚とか、そういった取り組みをやっているところでございます。

また、災害に遭った場合の備蓄とか、そういったことについての研修会等も開催しながら、防災意識の高揚については取り組みを進めているところでございます。

○荒木章博委員 教育委員会の中の子供たちの取り組みとしてはないんですかね。学校としてはあるんですかね、そのところを。

○平田体育保健課長 委員の御提案がありました防災部といったことは、そういったものは私のほうでは現在把握はしておりません。

○荒木章博委員 ああ、そうですか。

ぜひいろんな、全国で先駆けたところも見学に行かれたりして、何かそういうものが取り組むことができたらというふうに思っております。

以上です。

○内野幸喜委員長 ほかの方は。

○前田憲秀委員 その他の項目であえて言うべきかどうかと思ったんですけど、きょうも教育長の飲酒運転、体罰の謝罪からスタートをしたわけなんですけど、特に飲酒運転に関しては、私もこの教育警察委員会、他の委員会でも何度となくそういうお話を聞きます。

教育長の冒頭のお話にも、その趣旨が教職員に十分に理解されていなかったことは極めて残念という言葉があったんですけど、これ具体的にはやはり結果としてそういう飲酒運転者が出たということで、そういう発言なんですか。ちょっとお尋ねしたいんですが。

○田崎教育長 これまで、飲酒運転については厳しく指導してまいりました。

最近では懲戒処分の停職であっても最高の6カ月に、最低でもなるということまで改定といいますか取り扱いも変えながら、もう学校のほうには戻れない、私の気持ちとしてですね、そういうことも、戻さないと、そういうような気持ちも伝えながら、飲酒運転の撲滅といいますか、そういうことの防止に取り組んできたんですけども、まず今回そういう、これまでの私のそういう思いが結果としてこういう事案が起こってしまったということで、先ほどのような趣旨の冒頭の御挨拶をさせていただいたということでございます。

○前田憲秀委員 教育長の思いは私も十分わかりますし、教育長がこういうお話を先にされる委員会というのは、非常に残念に思います。全く私もそのとおりで、今回いろいろ具体的にどうこうとは言いませんけど、非常に悪質な気がします。その事故を起こして他人の家を壊して、そのままにして、翌日。

○田崎教育長 申しわけありません。今回、私が申しあげました飲酒運転はですね。

○前田憲秀委員 はい、わかります、わかります。済みません。

だから具体的には、済みません、余り言いません。

ただ、悪質なケースが目立つということをお願いなんです、教職者でありながらですね。それだけ教育長の思いを伝えているの

に、なぜそれが、最後に根絶に対処しますということ、根こそぎ絶しますということでしょう。やっぱり起こるんですよね。ですから、例えば、今教育長が言われたような文言を本人に、例えば誓約書として書かせるとか、そういったのはどうなんですか。

もう基本的なことでもいいですよ。飲んだら乗りません、私は飲んだら乗りません、私は乗るなら飲みません、誰々という、それだけでいいんじゃないかと思えますけど。

○田崎教育長 済みません。今おっしゃった件については、今年の4月からだったですかね。誓約書を各教職員、毎年書かせております、4月の1日で。

そういう取り組みを始めましたので、処分についても従来より、例えば酒気帯び運転で、事故等を起こしてなくても、もう停職6カ月。基本、私としてはもうやめてほしいと、そういうことまで言っているということでございます。

○前田憲秀委員 教育長の思いは私も全く同感で、さらに徹底をしていただきたいと思います。

ただ、法治国家でありますので、処分を受けた人、法的にはいろんな弁解なり訴えたり、そういう権利はあるんだと思うんですけど、それでも特に飲酒運転に関しては、幸い人の命が奪われるとかそういう事例はないのかもしれないですけども、もうこの根絶ということにぜひ努めていただきたいと思います。強く要望させていただきます。

○内野幸喜委員長 ほか、ありませんか。

○溝口幸治委員 義務教育課に。

教科書採択が終わりました。各市町村の採択の結果も出たというふうに思いますけれども、やっぱり今回注目もされてましたし、い

ろいろ制度も変わった、採択の流れも変わった中ですので、しっかり検証する必要があると思うんですね。その検証についてどう取り組むのかというのを、まずお聞かせいただきたいと思います。

○浦川義務教育課長 今回の中学生の教科書採択の事務につきましては、県が選定資料を作成いたしましたので、それをこう、これまでは送付するだけで終わっておりましたが、今回から私あるいは当課の審議員が直接、各教育事務所に出向きまして、市町村の教育長あるいは教育委員等にその選定資料の説明等をいたしました。

そういった資料をしっかりと活用しながら、教科書採択についての審議をしっかりとやるよというふうな指導をしてきたところでございます。

その結果、今回全管内で165点ございますが、そのうちの54点、全体の32.7%が発行者の変更がなされているところでございます。

現状ではそういうところでございますが、今後、今回の採択につきましてどのような公開とか、情報公開とかも含めまして、どのように進められたのかというのをしっかり検証していきたいというふうに考えております。

○溝口幸治委員 県が努力されているのは、私もよくわかってますので、やっぱり本当に絞り込みはなかったのか、あるいは情報公開どこまでやるのかということ、採択地区ごとにきちっと整理をして、そしてその検証した結果をまた県として公表する、そしてそれぞれの採択地区がまたそれをもとに自分のところの調整というか修正というか、そういうのもやっていただくような、そういう流れをやっぱりつくるべきだと思いますので、しっかり検証に取り組んでいただきたいと思っておりますし、またそれが終わったら御報告をいただきたいというふうに思っています。

以上です。

○内野幸喜委員長 ほか、ありませんか。

○荒木章博委員 この前、教育長に申したかと思うんですけど、9月の1日、夏休み明けからの子供たちのやっぱり自殺とか不登校とか、そういう中で県は1、2、3という取り組み方に取り組むということですね、言われました。非常に私は力強く思っているところなんですけど、そういった中での分析というか、もう9月もきょうで終わりですけども、上川局長いかがでございますかね、そういう事件、事故そしてまた不登校を含めて、その成果があったんじゃないかなと思って。

○上川教育指導局長 本課では8月のうちに、各小中学校それから県立学校に9月当初の生徒の動向について、特に注意を要するように、深刻な事態に陥らないよという通知を出させていただいたところでございます。

現在のところ、新学期が始まりまして9月が終わろうとしておりますけれども、重大な事案に関する情報は得ておりませんので、一定の効果があつたものというふうに考えております。

○荒木章博委員 私これは、いろいろ聞いたりしました。高く評価を教育委員会の8月からの対応の仕方というのは、すごく。各学校に文書を入れて、校長会でも教育長みずから申し述べられた。やっぱり、この取り組みこそがこういう子供たちを救っていつているんだなというふうに、私はこれはお礼申し上げたいというふうに思います。

それと、県民体育祭が熊本市の主催でありまして、小杉剣道連盟会長と、私はバドミントンの会長で開会式に挨拶に行きました。剣道にも応援に行きました。小杉先生ちょっと

お忙しくて欠席だったですけど。

そういった中で、ポロシャツあたりを約1,500着ぐらいつつと、スタッフと役員ということで全部着ているんですけども、そういった予算もかなり、230万ぐらいつけて、県、市でつけられておるんですけど、ただ、そのTシャツも全く着なくて、参加賞のようにして持って帰るようなところもあったやに聞いたんですけどね。その点は、どういうやっぱり指導されていますか。やっぱりTシャツというのは盛り上げるために配付されているんでしょう、Tシャツとか帽子とかというのは、いかがですか。

○平田体育保健課長 今回の県民体育祭は熊本市を主会場に開催されたところでございます。

ポロシャツ、Tシャツは、役員それから補助員に配られたものでございまして、今、委員からありましたように、はっきり見て、誰から見てもわかるように、いろんなお問い合わせあたりについて対応できるような、そういったことからポロシャツ、Tシャツが提供されたものと考えております。

委員からありました、そのポロシャツが配られたときのお土産的になったというのは、ちょっと現状としては何の競技でというのは把握しておりませんが、今後また熊本市との話し合いの中で反省会あたりも開催しますので、その中でまたお話をしまして、そういった実態も把握しながら、また今後よりよくなるように取り組んでいきたいと思っております。

○荒木章博委員 あと2点、尋ねます。

やっぱりこれは啓発をしようということで予算を計上して取り組んでいるんですから、そういう競技団体も含めて、その意識づけをちゃんとしていただきたいなというふうに、私もTシャツ着ておりましたけれども、思っております。

それと、夏休みのプールですね、監視体制ということで、私の地区にも残念ながら小学校の子供が亡くなりました。花園小学校というプールでですね。非常に、学校も保護者もまた子供たちも動揺もありましたし、このプールの監視状況、監視カメラをつけるとか監視状況。そういった中で、県教育委員会もかなりこれには取り組んでいかれたというふうに思いますけれども、8月のそういう不祥事はいかがだったですか。

○平田体育保健課長 8月のプールの開放状況でございますが、熊本市を除いたところで小学生につきましては273校中247校の90%が開放状況でございます。

なお、開放の日数につきましては、20日以上のところ、それから10日間から19日のところ、1日から9日のところとか、それぞれの実態に応じて行われているところでございます。

○荒木章博委員 市の教育委員会も、これを経ているんな、一時はもうプールは使わせないという学校もありました。しかし、やっぱり子供たちの開放的なこの夏休みの時期のプール、水とやっぱり遊ぶ、水と学ぶという姿勢の中で、やっぱり積極的な対応をしたほうがいいということで、今学校開放されておりますので、こういった残念なことが県内でも市外でもないように、やっぱり今後も監視体制にはですね、今回そのプールというのは終わりましたけれども、取り組んでいただきたいということで質問させていただきました。

続きまして、あと2点。

1つは、高校の部活動の指導者の年数ですよ。最高で何年ですか。大体、異動対象というのは何年で異動対象になりますか。

○國武学校人事課長 学校人事課でございます。

県の高校の先生の、小中学校も一緒にありますが、7年以上の、同一校に7年以上勤務されている方については、異動対象という形でやっております。

ただいま先生のほうから御質問いただきましたけど、体育の部活動等も指導されている先生と言うことでございますが、20年以上という方が一番長い方でいらっしゃいます。

○荒木章博委員 それはもう考え方もしれんけど、私が調べるところ23年と。ただ、23年がもう断トツですよ。非常にスポーツ強化をやるのも、それは特殊な、例えばレスリングの指導者とか弓道の指導者とか、指導者がいないところはわかるんですけど、指導者が熊本県内にたくさんいらっしゃる、おられるところの部活の監督、部長というのは、少しやっぱりもっと考えていくべきじゃないかなと思っています。

私も熊商に、私の恩師でありますけど、大門先生という空手の先生がいらっしゃいました。熊商はたしか13年か4年で出ていかれるときに、みんなが涙流して、出ていくな、嘆願書ば県教育委員会に書こうというところまでいきましたけど、その指導者が、いや次に優秀な先生が来るから、また来ているから、そこは自分はと言うて荒尾高校に行かれて、荒尾高校もものすごく強くされたんですよ。そういった、やっぱり1つの時々の感動とかそういうのも含めた人事のあり方も私は大切じゃないかなと思います。

では委員長、最後にこれは意見ではありませんけど、先般、南地区の交通安全の出発式に参りました。私も議員生活してて初めて行きて、ここに高島委員、公明党の前田委員がおられますけど、私と3人、合計5人御案内いただきまして、4人と1人は代理で南署の元署長さんも私の横に座って、村上議員の代理で座っておられましたけど、非常に出発式に出て、私は感動を覚えました。交通安

全の出発式というのは県警だけでやるんだな、交通安全の関係者だけでやるんだなということじゃなくて、きちんとした音楽を鳴らして、そして安全宣言、そしてパトカー、白バイがわあっと行かれました。初めて私は御案内、南署のほうからいただきましたけれども、そういうのも今後、各署でも呼びかけていただくと、私たちは出て行って、やっぱり交通安全を守る時期に来たんだなというのを、機会あるたびにこの話をもう6回しております。

やっぱり私たちもそういう県警が中心となって交通安全協会の人たちの取り組んでいる姿勢に対して、やっぱり私たち高齢者を含めて交通安全を守っていかなきゃいかぬなというのを認識しましたので、この場をかりまして、3先生いらっしゃいますので、お礼を申し上げます。

以上です。終わります。

○内野幸喜委員長 以上で、本日の議題は全て終了いたしました。

最後に、先ほど小杉委員から話がありました、総合武道館の建設についての要望が提出されております。参考として、お手元に資料を配付しております。

それでは、これをもちまして第4回教育警察常任委員会を閉会します。

午後0時24分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

教育警察常任委員会委員長